

「課税取引金額計算表」の記載要領等

1 記載要領

(1) 「A欄」には、青色申告決算書又は収支内訳書の各欄の金額を記入します。

(注) 適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合には、その年分のうち課税事業者となった日以後の期間における取引金額を記載します。

例：令和5年10月1日から課税事業者となった場合 令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間における取引金額を記入します。

(2) 「B欄」には、「A欄」に記載するもののうち、課税取引にならないもの（非課税取引、輸出取引等及び不課税取引）の金額を記入します。

(3) 「D欄」には、C欄に記載するもののうち、軽減税率が適用される取引の金額を記入します。

(4) 「F欄」には、C欄に記載するもののうち、標準税率が適用される取引の金額を記入します。

(5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて経過措置の適用（80%控除）を受けるものについては、税率ごとに区分した上でそれぞれ「E欄」、「G欄」に記載します。

(6) 太枠の箇所は課税売上高計算表①欄及び課税仕入高計算表①欄へ転記します。

【参考】

1 消費税率等

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

2 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

① 酒類・外食を除く飲食料品

② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

3 区分経理

消費税の税率は標準税率と軽減税率の複数税率ですから、売上げ及び仕入れ（経費）を税率ごとに区分して経理し、売上税額及び仕入税額を計算することが必要です。

(注) 軽減税率の対象品目の売上げがなくても、接待交際費として飲食料品を購入するなどの場合は区分経理が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

2 留意事項

(1) 課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けた金額（以下「仕入対価の返還等の金額」といいます。）があり、所得税の計算上、仕入金額から減額する方法で経理しないで売上（収入）金額に含めている場合には、その仕入対価の返還等の金額に係る消費税額は、課税仕入れに係る消費税額の計算上控除することになります。したがって、例えば、仕入先からのリベート収入分を①A欄に含めている場合には、当該収入の金額を①B欄に加算して記入した上で、当該収入に係る消費税額（経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高に係るものである場合は当該収入に係る消費税額に8割を乗じて計算した金額）を、「課税仕入高計算表」①欄又は②欄（経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高に係るものである場合は③欄又は④欄）から控除し、その金額（控除後の金額）を、付表2-3の⑩A欄又はB欄（経過措置（8割控除）の適用を受ける課税仕入高に係るものである場合は付表2-3の⑫A欄又はB欄）に記載します。

(2) 課税売上げにつき返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした金額（以下「売上対価の返還等の金額」といいます。）がある場合に、所得税の計算上、売上（収入）金額から減額しない方法で経理して経費に含めている場合には、その売上対価の返還等の金額に係る消費税額は、納付すべき消費税額の計算上、課税売上げに係る消費税額から控除することになります。したがって、例えば、売上先に対する支払リベートを経費のうち該当する項目のA欄に含めている場合には、当該支払金額をB欄に加算して記入した上で、当該支払に係る消費税額を付表1-3の⑤-1A欄又はB欄に含めて記載します。